

令和6年度第7回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和6年10月25日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 第1会議室

開 会 令和6年10月25日(金) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	×	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明 (北部)	○	16. 渡邊 由美子 (西部)	×	17. 堀田 啓 (南部)	○		

計 15 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 梶浦 庄治
 主 事 高味 俊夫
 主 事 國分 健太郎
 主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

議案第13号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 4件
 議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について …… 1件
 議案第15号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 2件

(2) 報告案件について

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 6件
 報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 19件

2 その他

生産緑地のあっせん

会 長 皆さん、こんにちは。

では、只今から、令和6年度第7回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は2番の酒井委員より事前に欠席の連絡がありましたが、13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は渡邊推進委員が欠席のため、2名の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は13番 小島 慶久（こじま よしひさ）委員と14番 木村 実勇喜（きむら みゆき）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第13号】 農地法第3条の規定による許可申請4件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、申請番号R6-5をご覧ください。

申請地は、____番地、登記現況共に田、面積は____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

農業経営を縮小したい____さんと____さんから、当該地区で計画されている開発事業により、事業者へ所有地を提供したが、継続して営農を行うため代替農地を取得したい____さんへの所有権移転の申請です。

譲受人は、耕うん機1台、草刈機1台を所有しております。従事日数は150日、経営面積は____㎡、申請地への通作距離は約1.6km、通作時間は車で5分です。

____さんは新規就農者ではないためヒアリングを行っていません。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は小島委員になります。

小 島 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 申請番号R6-6、R6-7、R6-8は譲受人が同じため、まとめて報告させていただきます。

申請地は、____番地、____番地、____番地、登記現況共に田、面積は3筆合計で____㎡です。

譲渡人、譲受人はそれぞれ議案書のとおりです。

農業経営を縮小したい____さん、____さん、____さんから、当該地区で計画されている開発事業により、事業者へ所有地を提供したが、継続して営農を行うため代替農地を取得したい____さんへの所有権移転の申請です。

譲受人は、トラクター1台、耕うん機1台、噴霧器2台、草刈機1台を所有しております。従事日数は150日、経営面積は____㎡、申請地への通作距離は約1.8km、通作時間は車で5分です。

____さんは新規就農者ではないためヒアリングを行っていません。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、譲渡人はよく知っていますが、譲受人は知らない人のため、木村委員さんに確認したところ大丈夫とのことでした。

木村委員 大丈夫だと思います。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きまして、【議案第14号】相続税の納税猶予に関する適格者証明書1件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページ、申請番号R6-1をご覧ください。

被相続人の死亡により令和6年6月6日に相続が発生しました。相続人は議案書のとおりで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、__番地、登記現況共に田、面積は__㎡です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件を満たしております。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項及び第2項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われま

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私ですが、相続人は農業者であり問題ありません。

他に意見はありますか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第15号】農地法第5条の規定に係る許可申請2件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2ページ、申請番号6-12をご覧ください。

申請地は、__番地、登記現況共に畑で、面積は__㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者の家は、__市及び__市で水田経営と露地野菜の栽培の複合経営を行っている兼業農家です。申請者は結婚を機に、農家住宅を建築する予定でしたが、一昨年土地所有者であった祖父が亡くなり、計画が延期となっていました。しかし、父親の農業経営を補佐する必要があるため、今回農家住宅建築を進めるに至りました。

農業経営上、__市にある本家と協力していくことが必須となるため、本家から近く、また農機具の利用上の安全面も考慮した上で、土地を探しましたが、申請者に所有する土地はなく、市街化区域内でも希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、父親より承諾を得て申

請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10h a 未満であるため、農地の区分の該当事項のオ－（ア）－（b）に該当し、第 2 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

なお、該当地は農振農用地に該当するため、令和 3 年度に除外の手続きを行い、愛知県から同意を得ております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は星野委員になります。

星 野 委 員 南側の土地に大きな木が生えており、整地するのは大変だと思いますが、問題はありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

2 件目の説明を事務局に求めます。

事 務 局 申請番号 6-13 をご覧ください。

申請地は、___番地、___番地、___番地、___番地、___番地、登記・現況共に田、面積は 5 筆合計で___m²です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は___市に本社を置き、愛知県の拠点営業所を___に設置している運送業者です。清須市、北名古屋市、一宮市等に多くの得意先があり、清須市にいくつか駐車場を確保していますが、一部が契約終了により解除となり、駐車場の確保が急務となっています。

申請者には利用可能な土地を保有していないため、周辺市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地に該当し、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

今回図面を付けておりませんが、雨水は透水性舗装により浸透させ、周

りの側溝は、入れ替えはせず現状のまま機能を損なうことはしないと確認
をしております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は木村委員になります。

木 村 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とする
ことといたします。

続きまして、【報告第 13 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による
届出 6 件及び【報告第 14 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届
出 19 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願
いします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書 4 ページ報告第 13 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定
による届出 6 件を説明します。

申請番号 R6-17、___番地、登記畑現況宅地で、面積が___m²です。始末書
が添付されています。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊 藤 委 員 R6-18 と合わせての届出です。経緯がわからなかったため、本人たちへ
ヒアリングしたところ、過去に住宅建築や駐車場にした際には、農地転用
の届出を出していなかったとのことでした。問題はありません。

事 務 局 申請番号 R6-18、___番地、登記畑現況宅地で、面積が___m²です。始
末書が添付されています。

こちら、伊藤委員の案件になります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-19、___番地、登記現況共に畑で、面積が___m²です。

こちら、星野委員の案件になります。

星 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-20、___番地、登記田現況雑種地、面積が___m²です。始
末書が添付されています。

こちら、伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 続きまして、議案書5ページをご覧ください。

申請番号 R6-21、____番地、登記現況共に畑、面積が____㎡です。共有者がいるため、同日で5条届出も受付しています。

こちら、中野委員の案件になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-22、____番地、登記田現況雑種地、面積が____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、中野委員の案件になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 では、6ページをご覧ください。報告第14号農地法第5条第1項第6号の規定による届出19件について説明します。

申請番号 R6-43、____番地、登記畑現況雑種地で、面積が____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀田推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-44、____番地、登記畑現況宅地で、面積が____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-45、____番地、____番地、____番地は登記畑現況宅地、____番地は登記田現況宅地で、2筆合計で面積が____㎡です。春日新橋西土地区画整理事業地内の案件で再転用です。

こちら、鈴木推進委員の案件になります。

鈴木推進委員 問題ありません。

事務局 続きまして、議案書7ページ、申請番号 R6-46、こちら渡邊推進委員の案件ですが、本日欠席のため次回報告させていただきます。また申請番号 R6-47、R6-48、R6-54 も同様の対応をさせていただきます。

続きまして、議案書8ページ、申請番号 R6-49、____番地、登記田現況畑、面積が____㎡です。

こちら、伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-50、____番地、____番地、____番地、____番地、____番地、登記現況共に畑で、5筆合計で面積が____m²です。

こちら、鈴木推進委員の案件となります。

鈴木推進委員 問題ありません。

事務局 続きまして、議案書 9 ページ、申請番号 R6-51、____番地、登記現況共に畑で、面積が____m²です。

こちら、石塚委員の案件となります。

石塚委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-52、____番地、登記現況共に畑で、面積が____m²です。一時転用です。

こちら、岩田委員の案件となります。

岩田委員 申請番号 R6-53 と合わせての公共事業の資材置場を転用目的にした届出です。いままでも、資材置場になっていたのですが、届出が出されていませんでした。今回出されたのはなぜかと思いましたが、問題はありません。

会長 いままでは個人的なところに貸していませんか。

岩田委員 いえ、公共事業のための資材置場になっていたと思います。少しずつ工事を進めているようで、工事のたびに届出地が資材置場として使用されていました。

事務局 3年以内の転用は一時転用の扱いですが、届出は出していただく必要があります。市街化区域の場合、見逃されがちになっていたのかもしれませんが、市街化区域、市街化調整区域関係なく、届出等を出す必要があります。

一時転用で資材置場にした後、放置され遊休農地化することがあります。届出や許可を出す際は、転用期間が決められていますが、それがないと管理がうやむやになりやすくなります。

そのため、今回のような案件がありましたら、届出等を出すよう周知をお願いします。

木村委員 下水管などは、定期的に工事をしており、そのたびに同じ場所を資材置場として使っています。

事務局 本来は事業ごとに届出が必要です。

鈴木推進委員 7、8年ぐらい使用しているときがあります。

事務局 その場合は、3年ごとに区切っていただき一時転用の届出を提出しても

らうか、もしくは買い取りをしていただいて永久転用するかのどちらかになると思います。

続きまして、申請番号 R6-53、____番地、登記現況共に畑で、面積が____ m^2 です。一時転用です。

こちら、岩田委員の案件となります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして、議案書 10 ページ、申請番号 R6-55、____番地、____番地、登記現況共に田で、2 筆合計で面積が____ m^2 です。

こちら、三宅委員の案件となります。

三 宅 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-56、____番地、登記田現況畑で、面積が____ m^2 です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-57、____番地、____番地、登記田現況宅地、2 筆合計で面積が____ m^2 です。春日新橋西土地区画整理事業地内の案件で再転用です。

こちら、鈴木推進委員の案件になります。

鈴木推進委員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-58、____番地、登記現況共に畑で、面積が____ m^2 です。

こちら、岩田委員の案件となります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして、議案書 11 ページをご覧ください。

申請番号 R6-59、____番地、登記現況共に畑で、面積が____ m^2 です。

こちら、岩田委員の案件となります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-60、____番地、登記現況共に畑、面積が____ m^2 です。共有者がいるため、同日で 4 条届出も受付しています。

こちら、中野委員の案件になります。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-61、____番地、登記畑現況雑種地、面積が____ m^2 です。再転用です。

こちら、石塚委員の案件になります。

石 塚 委 員 問題ありません。

事 務 局 以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて、質問はありますか。

伊 藤 委 員 私の担当地区の案件である申請番号 R6-49 について、届出自体は問題ないのですが、これに付随して聞きたいことがあります。この宅地の道路の法面にオープンの水が有り、水路に蓋をかける必要がありますが、土木課で今年度から 3 年かけて蓋をかける予定だとのこと。蓋をかける必要が無ければ、それだけで建築費用が安くなります。行政サービスの一環で、このような情報を産業課で提供していますか。

事 務 局 水路の管理に関しては土木課の所管です。どこをどのように整備するのか逐一報告を受けていないのが現状です。そのため、伊藤委員の情報も今初めて知りました。

土木課との情報共有自体はしたほうが良いと考えます。市民等に計画を伝えることに関しては、土木課と調整する必要があると思われま。

会 長 他に質問はありますか。

それでは、その他に移ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 本日机上配布した生産緑地のあっせん依頼 1 件がありましたので説明いたします。

生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

生産緑地所有者の死亡又は故障により農業に従事することができなくなり、清須市都市計画課へ生産緑地の買い取り申出があり、市内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

あっせん依頼の内容について説明させていただきます。

申出地は、___番地、地目は畑、面積は___㎡となります。

買い取り希望金額は、1 ㎡あたり 100,000 円となっており、1 筆で 23,100,000 円となります。

この土地に関して、各委員のご地元にて、買い取りの希望者がいると思われる場合は事務局まで申し出てください。耕作希望者がいない場合、あっせん不成立の旨を都市計画課へ報告し、都市計画変更の手続きへ入る流れとなります。

以上で説明を終わります。

横 井 委 員 なにか外に周知する通知などは出しますか。

事 務 局 出していません。委員のなかで知っている人でほしい方がいれば、事務局から都市計画課へ報告させていただきます。なければ、地権者が売

になります。農業委員会を通じて、ほしい人がいるかいないか確認しています。

他に質問はありますか。無いようなので、続きまして、もう1件連絡があります。

農地パトロールが9月末時点で全地区終わりました。10月に荒れている農地の地権者へ農地利用意向調査書を送付しています。回答期限は11月22日です。調査書について、みなさんにも質問があるかもしれませんが、事務局へ案内していただければと思います。

農地パトロールの結果につきましては、地図にして次回配布させていただきます。

鈴木推進委員 調査書について質問がありました。現在草生えになっているが、そのペナルティは何かということでした。

事務局 調査書を返送しなかった場合、中間管理事業で貸出の対象にするまたは課税を農地から雑種地等への変更する可能性が考えられます。

鈴木推進委員 可能性なのですね。

事務局 はい。絶対とは言い切れません。

鈴木推進委員 10年以上放置されている農地があり、周りが迷惑しています。課税が雑種地並み課税になれば、草刈をしようとする人もいると思います。

事務局 鈴木推進委員がおっしゃるとおり、放置されている方が多いです。市が何もしていないところがあるため、ペナルティも含めしっかり考えるべきだとは思いますが。他自治体の動向をみながら、適正な指導をしていきたいと思っています。

会長 以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和6年11月25日、月曜日、午後2時から、場所は清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和6年度第7回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後3時00分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています。